

第24期第25回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年8月10日(水)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、西貝孝之、
半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 瀧島規秀 1名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～9号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第10～12号)
- 6 協 議 令和4年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第25回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は瀧島規秀委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、尾崎賀一委員と加藤和雄委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和4年6月22日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者はその他の一般法人となりますので、記載の認定要件のすべてを満たす必要があります。議案の4ページ

にお戻りください。4ページから10ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は令和4年9月1日で、期間は3年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、イとしましては、ワイン用ブドウ樹を栽培し、全量ワインを醸造し、併設販売所にて販売を行う。ロの(1)としましては、ワインが好きな方、畑作業に興味がある方など、住民の方が栽培の体験を通して、都市の農業のあり方に興味を持ってもらうきっかけになればといったことが記載されています。ハの(3)としましては、ワイン用ブドウ樹の栽培は東京ではとても珍しいものなので、そういった新しい取組みを発信したいといったことが記載されています。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状100日、賃借権等の設定後も100日です。II 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人ですので、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況は、借入地で樹園地1,298㎡となっております。5-2の(1)作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、樹園地3,008㎡でブドウを作付けするとのことです。7ページをお願いします。(2)大農機具の導入はございません。(3)農作業に従事する者は、常時雇用1人増員予定で、農作業歴は3年です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺農地への農業上の利用による影響はありません。また、農薬の使用についてはワイン用ブドウはあまり農薬を使用しないため問題はないと考えますが、地域の防除基準に従いますとのことです。7 地域との役割分担の状況は、農地を適正に管理するとともに、地域農業者と積極的に関わりを持ち

連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組みますとのことです。8ページをお願いいたします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画は記載のとおりです。11ページと12ページは農地賃貸借契約書です。お目通しください。13ページは、賃借地における営農計画です。賃借人は果実酒の製造および販売を主たる目的とする法人で、代表取締役が農作業に常時従事をするということです。以下、法人の営農状況についての記載です。お目通しください。14ページは、賃借地の計画についての記載です。令和元年から賃貸借をしている農地です。現在、植え付けたブドウの木が約450本、昨年秋の収穫が82.4キロ、今年の秋以降は最大1500キロ収穫を目指すという計画です。15ページから17ページまで申請者より添付された資料です。お目通しください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 7月14日、事務局1名と現地調査に行ってきました。申請者と土地所有者、そしてJA東京あおばの地域振興部1名に立ち会っていただきました。畑には、ワイン用ブドウが約500本が植えてありました。草が少しありましたが、調査時はファームメイトの方が手入れをしていました。道路側に小さな植木が植えてありました。境界も確認しました。土地所有者は1割従事をするとのことで確認をしました。現在、約3,000本のワインを作っており、今後は約1万本のブドウを栽培したいとのことです。販売先は、醸造所、各種マルシェ、飲食店等とのことです。畑の一部でトマトを数本栽培しておりましたので、今後、事業計画書に露地野菜の栽培という項目も記載していただくようお願いし、事業計画書の変更は次回のご

会で報告したいと思います。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

石手啓夫委員 なぜJA東京あおばの地域振興部の方が立ち会ったのですか。

事務局 土地所有者が、JA東京あおばの方にも更新の内容を確認してほしいとのことでしたので、立ち会っていただきました。

石手啓夫委員 農地の賃貸借契約の際には、当事者同士だけで問題ないですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

西貝孝之会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和4年7月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 7月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑は、きちんと耕運されておりました。(2)の畑も、きちんと耕運されており、今後、ハウレンソウやコマツナ、エダマメ等を栽培していくとのことでした。販売は近隣の方に差し上げたり、商店で販売したりするとのことでした。草もきちんとしていました。
(2)の畑の境界については、一部不明確なところがありましたので、わかるようにしておいてくださいとお話しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本 橋 明 和 委 員 7月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑には、北側にハウスが5棟ありまして、その中にはトマトの養液栽培を行っており、調査時は片付けの途中でした。他に大玉トマトやキュウリ等が栽培されておりました。露地ではショウガやピーマン、オクラ等の夏野菜が栽培されておりました。境界についても確認しました。(4)の畑には、トウガラシやハナオクラ、バジル等が植えてありまして、南側の一部で近所の福祉作業所の方とともに栽培しているところがありました。(5)(6)の畑の東側には、ニンジンやトウモロコシ等が栽培されておりました。境界についても確認しました。出荷先は約95%が庭先販売で、約5%はJA直売所に出しているとのこと。こちら3年前伺ったときに(1)から(3)の畑の道路際に、町会の掲示板と消化器が置いてありましたが、きちんと移動してありました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 | それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 | 7月22日に事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(2)(4)の畑には、ハウスが2棟あり、その中でスイカやトマト、ウリが作付けされ、露地では、カキやミカン、花等が作付けされていました。(3)の畑には、ハウスが1棟あり、その中で、ウリが作付けされ、露地では、ウメやミカン、カキが植えられていました。(5)の畑ではビール用の麦が作られており、現在は全量刈り入れが終わっていました。(6)から(8)の畑では、エダマメやニンジン、ネギ等が作付けされていました。販売はスーパーと市場とのことです。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 | 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 | 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 | それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑では、スイカとササゲが作付けされ、(2)の畑では、カキやパイナップル、ユズ等が植えられていました。販売は庭先販売とJA直売所とのことでした。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、篠田政巳委員お願ひします。

篠田政巳委員 7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらはブドウ畑で、ナイアガラや巨峰、藤稔等を栽培していました。販売は主に宅急便の発送で、一部もぎ取りをしているとのことです。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、篠田政巳委員をお願いします。

篠田政巳委員 7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑にはオクラやエダマメ、サトイモ等が作付けされていました。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木村隆昭委員 7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑にはハウスが3棟あり、その内1棟でトマトが栽培されていました。西側の露地でナスが栽培されていました。
(2)から(6)の畑には、スイカやカボチャ、トウモロコシ等が作付けされていました。また、ハウスが1棟建っており、その中で、キュウリが栽培されていました。販売は、市場とJA直売所とのことです。境界についても確認しました。多少草が生えておりましたので、きちんと処理をお願いしますとお話しました。よろしくお願います。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和4年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑では、タマネギやスイカ、デコポンが10本植わっていました。(2)(3)の畑には農機具庫があり、ネギやナス、キュウリ等が作付けされていました。西側にハウス1棟あり、トマトが栽培されており、南側ではピーマンが作付けされていました。(4)(5)の畑にはミカンが16本植わっていました。境界についても確認しました。販売は全て庭先販売とのこと。草も生えてなく、非常に手入れがされておりました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

井之口喜實夫委員 (3)の畑に農機具庫があるとのことでしたが、納税猶予の対象になりますか。

加藤和雄委員 ビニールハウスを農機具庫として活用しています。

西貝孝之会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農表の主たる従事者の証明について」です。令和4年6月22日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本橋朋和委員 7月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらはブドウ畑でして、品種としては竜宝が5株、シャインマスカットが3株、栽培されておりました。ブドウは全て庭先販売しているとのことでした。境界は、北側の2点が土の中に埋まっていたので、わかるようにしておいてくださいとお話しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者より確認しております。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第11号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき篠田政巳委員におかれましては退席をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農表の主たる従事者の証明について」です。令和4年7月11日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(3)の畑にはハウスが2棟あり、その中で、トマトとキュウリが作付けされていました。露地ではミカンやカキ、ブルーベリーが植えられていました。販売は庭先販売とJA直売所、スーパーへの出荷とのことでした。境界についても確認しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者より確認しております。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで篠田政巳委員にお戻りいただきます。

つぎに38ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農表の主たる従事者の証明について」です。令和4年7月21日に標記の申請があり、下記のと

おり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本 橋 朋 和 委 員 7月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑はトラクターで綺麗に耕運されていました。販売は庭先販売とのことです。境界についても確認しました。証明対象者が生前トマトやキュウリ、カボチャ等を生産していたことを申請者より確認しております。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和4年度農地パトロールの実施についてです。

- 1 実施期間は、本日8月10日の総会から10月12日の総会までの2か月間といたします。
- 2 対象農地は区内の全生産緑地地区となります。
- 3 担当地区は、第24期第1回農業委員会総会で決定したとおりです。各委員の担当については、配布資料の「令和4年度農地パトロールチェックリスト」および練馬区都市計画図2をご参照ください。

4 配布資料、5 調査内容、6 調査にあたっての留意事項は記載のとおりです。41 ページをお願いします。

7 区内農業者への周知については、農業委員会だより及びJA東京あおば支部回覧において周知しております。

8 今後の予定です。本日の総会から10月の総会の日まで、委員の皆様には担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に調査報告書のご提出をお願いします。その後、委員からご指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を11月中に農地パトロール部会で協議し、12月の協議会でご報告いたします。

12月の協議会でのご意見を踏まえて、1月に特別パトロールを行い、2月の部会で文書指導対象地を選定します。

3月の総会では文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者へ文書を発出します。

つぎに、42 ページをお願いします。

「令和4年度農地パトロール対象農地について」です。

農地パトロールの対象区域につきまして、「練馬区都市計画図2」を拡大した地図を各委員にお渡ししておりますので、この範囲内にある生産緑地の調査をお願いします。調査の結果を報告書にご記入いただき、10月12日の農業委員会総会の際にご提出ください。なお、各委員および各委員の直系ご親族が所有されている生産緑地につきまして、本年度は正副会長に調査をお願いしたいと考えています。

43 ページをお願いします。農地パトロール調査報告書の記入例です。報告書作成時の参考としてご活用ください。44 ページをお願いします。農地(生産緑地)の適正管理の認定基準についてです。ご一読いただき、調査の際にお役立てください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和4年7月4日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規定」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに、48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。

つぎに52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和4年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。
【届出件数、面積などについて説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。
次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。
(発言なし)
それでは、以上で第25回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人